

議案第19号

佐野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正について

佐野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成25年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

本則中「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）及び文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」を「次のとおり」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 美術館に関すること。
- (2) 同和対策集会所に関すること。
- (3) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (4) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（佐野市立美術館条例の一部改正）

2 佐野市立美術館条例（平成17年佐野市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第4条中「佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条第2項第7号、第8条、第9条ただし書及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第12条ただし書並びに第13条第1項、第2項各号及び第4項中「教

育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表特別企画展の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(佐野市立美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の佐野市立美術館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の佐野市立美術館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(佐野市同和対策集会所条例の一部改正)

- 4 佐野市同和対策集会所条例（平成17年佐野市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び同法第138条の4第3項」を削る。

第3条中「もつ」を「持つ」に改め、同条第2号中「佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、」を「市長が」に改める。

第4条、第5条及び第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第8条ただし書並びに第9条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐野市同和対策集会所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の佐野市同和対策集会所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の佐野市同和対策集会所条例の相当規定によりなされたものとみなす。

理 由

組織機構の再編を実施するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第19号参考資料

佐野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、<u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）及び文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）とする。</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>美術館に関すること。</u></p> <p>(2) <u>同和対策集会所に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u></p>

佐野市立美術館条例の改正案 新旧対照表

(附則第2項関係)

現 行	改 正 案
<p>(管理運営)</p> <p>第4条 美術館の管理運営は、<u>佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が行う。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料は、無料とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前3号に掲げる者（<u>教育委員会</u>が介助又は付添いの必要があると認める者に限る。）の介助を行う者又は付添人</p> <p>(撮影等の許可及び料金)</p>	<p>(管理運営)</p> <p>第4条 美術館の管理運営は、<u>市長</u>が行う。</p> <p>(観覧料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料は、無料とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前3号に掲げる者（<u>市長</u>が介助又は付添いの必要があると認める者に限る。）の介助を行う者又は付添人</p> <p>(撮影等の許可及び料金)</p>

第8条 学術研究等のため、美術館に展示され、又は保管されている美術品等の撮影、熟覧、模写又は模造（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,140円の範囲内で教育委員会が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。

（観覧料等の不還付）

第9条 既納の観覧料及び撮影等料金は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（観覧料等の減免）

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金を減額し、又は免除することができる。

（入館の制限）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1）美術品等、施設、設備等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

（2）・（3）（略）

（損害賠償の義務）

第12条 入館者は、故意又は過失により美術品等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（運営協議会）

第13条 法第20条の規定により、教育委員会の附属機関として、佐野市立美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

第8条 学術研究等のため、美術館に展示され、又は保管されている美術品等の撮影、熟覧、模写又は模造（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,140円の範囲内で市長が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。

（観覧料等の不還付）

第9条 既納の観覧料及び撮影等料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（観覧料等の減免）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金を減額し、又は免除することができる。

（入館の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1）美術品等、施設、設備等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

（2）・（3）（略）

（損害賠償の義務）

第12条 入館者は、故意又は過失により美術品等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（運営協議会）

第13条 法第20条の規定により、市長の附属機関として、佐野市立美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 美術館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずること。
(2) 美術館の運営に関し教育委員会に対して意見を述べること。
3 (略)
4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
(1)～(3) (略)
5・6 (略)
(委任)
第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
別表(第7条関係)

区分	観覧料	
	個人	団体
(略)	(略)	(略)
特別企画展	1人1日につき2,090円の範囲内で <u>教育委員会</u> がその都度定める額	
備考 (略)		

(1) 美術館の運営に関し市長の諮問に応ずること。
(2) 美術館の運営に関し市長に対して意見を述べること。
3 (略)
4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
(1)～(3) (略)
5・6 (略)
(委任)
第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
別表(第7条関係)

区分	観覧料	
	個人	団体
(略)	(略)	(略)
特別企画展	1人1日につき2,090円の範囲内で <u>市長</u> がその都度定める額	
備考 (略)		

佐野市同和対策集会所条例の改正案 新旧対照表

(附則第4項関係)

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び同法第138条の4第3項の規定に基づき、基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、地域住民の人権意識の高揚及び健康の増進並びに生活文化の振興を図り、もって	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、地域住民の人権意識の高揚及び健康の増進並びに生活文化の振興を図り、もって人権教育推進の場として佐野

人権教育推進の場として佐野市同和対策集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

（利用者の範囲）

第3条 集会所を利用することができる者は、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図る目的をもつ者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）（略）

（2）前号に掲げるもののほか、佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、集会所設置の目的を達成するため、その利用が適当であると認める者

（利用の許可）

第4条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、集会所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を許可しない。

（1）～（4）（略）

（利用許可の取消し等）

第6条 教育委員会は、第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（1）・（2）（略）

2（略）

市同和対策集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

（利用者の範囲）

第3条 集会所を利用することができる者は、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図る目的を持つ者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）（略）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が集会所設置の目的を達成するため、その利用が適当であると認める者

（利用の許可）

第4条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、集会所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を許可しない。

（1）～（4）（略）

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（1）・（2）（略）

2（略）

(原状回復の義務)

第7条 (略)

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(同和対策集会所運営委員会)

第9条 集会所の円滑な運営を図るため、教育委員会の附属機関として、佐野市同和対策集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2・3 (略)

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)～(5) (略)

5・6 (略)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(原状回復の義務)

第7条 (略)

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(同和対策集会所運営委員会)

第9条 集会所の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、佐野市同和対策集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2・3 (略)

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)～(5) (略)

5・6 (略)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。